

田原市こどもの居場所づくり補助金 Q&A

Q1：第3条に定められている利用対象者のうち「地域住民」とはどこまでの範囲の住民を指すのか。

A1：補助対象事業を開催する場所の周辺で、地域コミュニティを形成する要員を指します。その日限りで訪れる方を対象とすることは想定していません（その方の利用を妨げるものではありません）。

Q2：第3条に「原則月1回以上開催すること」とあるが、開催しない月があっても補助対象となるのか。

A2：交付決定後、年度を通じて8割以上の月で開催されていれば対象と捉えます。

Q3：こども食堂（もしくは学習支援教室）を、市内の複数か所で開催したい。補助事業は別事業となるのか。

A3：地域コミュニティ団体が異なる場所で開催する場合は別事業と考えます。

Q4：自家用車で移動する場合の交通費はどのように算出すればよいか。

A4：通算距離（1km未満切捨て）に1km当たり10円で計算した額としてください（2km未満は支給しない）。

Q5：交付申請はいつまでにすればよいか。

A5：令和8年度は6月末もしくは事業開始の1か月前とします。令和9年度以降は4月末もしくは事業開始の1か月前とする予定です。